

平成30年5月23日  
近畿中国森林管理局

事業者の皆様へ

発注者綱紀保持規程と国家公務員倫理規程に基づく職員を取組へのご協力をお願い

## 1 国の事業発注を巡る状況の変化

国の事業発注を巡っては、その時代の状況に応じて変化してきており、現在は、国民から厳しい批判を招くことがないように会計法等法令に従い適正な入札及び契約を前提として、工事等の品質の向上を図ることが求められています。

- 会計法（明治22年）  
一般競争入札の原則
  - ・ 会計法の改正（明治35年）粗雑な工事、入札妨害、価格の競上げ下げを目的とした連合等行為者の入札参加停止
- 刑法第96条の3（昭和16年改正）  
競売等妨害罪、談合罪の新設
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（「独占禁止法」昭和22年）  
私的独占、不当な取引制限、不公正な競争方法の禁止、公正取引委員会の設置。
  - ・ 独占禁止法改正（昭和52年）「不当な取引制限等をした事業者に対し、課徴金を国庫に納付を命ずる制度を新設」等の改正
  - ・ 独占禁止法（平成3年）課徴金の引上げ等
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年）
  - ① 公共工事の発注や入札・契約に関する情報の公開、②入札及び契約の適正化のために政府が指針を策定、③発注者の適正化への努力義務等を規定
- 国家公務員倫理法（平成11年）・国家公務員倫理規程（平成12年政令）  
国家公務員は、法律により与えられた権限の行使対象となる者からの贈与等を受けると等国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない等を規定
- 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年）  
「職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する」等の規定

## 2 発注者綱紀保持への取組

農林水産省では、平成19年3月に地方農政局、同年5月に緑資源機構の業務発注に関わる官製談合事件等により、農林水産省発注者綱紀規程（平成19年訓令）を制定。

その後、東北森林管理局管内における造林事業の入札にかかる収賄事件、広島森林管理署が発注した国有林の森林整備事業の入札に関して、広島森林管理署に在籍していた職員が加重収賄等容疑で逮捕、奈良森林管理事務所の治山担当職員が官製談合防止法違反等容疑で逮捕。

国家公務員法上の再就職したOBによる働きかけの規制の追加、秘密の保持、第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応と報告について解説等を充実するなど発注者綱紀保持マニュアルを改訂。

近畿中国森林管理局では、コンプライアンス推進行動計画に基づき、再発防止策に取り組んでいるところ。

#### (1) 職員の責務

職員は発注事務に関して、国民の疑惑を招くことにならないようにしなければならない。

- 発注事務に係る会計法令等の遵守
- 発注事務の透明性、公平性及び公正性の確保

#### (2) 秘密の保持

落札決定前における予定価格及び個々の入札における競争参加有資格者名その他の発注事務に関する職務上知り得た秘密（公表を制限された情報を含む。）を保持。

#### (3) 事業者との応接方法

事業者と接するときは、

- 公正かつ適正に対応し、一部の事業者が有利又は不利となるように取り扱ってはならない
- 適切な場所において、複数の職員で対応する等国民の疑惑や不信を招くことのないようにする

#### (4) 第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応

- 当該働きかけを拒否しなければならない
- 不当な働きかけを受けた内容を記録し、公表する旨を伝えなければならない

#### (5) 不当な働きかけ

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他社を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他特定の者への便宜又は利益若くは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

3 私たち職員は、発注者綱紀保持規程のほか、国家公務員倫理規程に定められたルール（配付資料：「国家公務員の倫理保持のルール」）に従い行動することが求められていますので、事業者の皆様にもご理解とご協力をお願いします。